

○花巻市市民団体等活動支援事業補助金交付要綱

平成19年6月6日告示第220号

改正

平成22年3月30日告示第93号

平成24年3月30日告示第102号

平成28年3月31日告示第91号

花巻市市民団体等活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 花巻市総合計画に定めるまちづくりの基本理念「市民参画・協働のまちづくり」を実現するため、市民団体等が自主的に実施する公益的な活動に要する経費に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において市民団体等とは、市内を拠点とし活動する市民活動団体など共通の目的をもった市民で構成された団体をいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市民団体等が自ら実施し、市内の広い範囲に受益が及ぶもので、新たに取り組む営利を目的としない事業にかかる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、原則として対象事業としない。

- (1) 国、県若しくはその他の補助金又は市の他の補助金の交付を受けて行う事業
- (2) 特定の政治団体、宗教団体若しくは営利団体等の活動又は宣伝を目的とする事業
- (3) 当該団体の自助努力により行うべき事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とし、300千円を限度とする。

2 補助金の交付は、1事業につき1回とする。ただし、年度を異にし事業を継続する場合は、同一事業につき3回を限度とする。

3 同一年度において、同一団体が補助金の交付を受けることができるのは、1事業限り

とする。

(申請の取下期日)

第5条 規則第7条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(前金払)

第6条 補助金の前金払を請求しようとするときは、花巻市市民団体等活動支援事業補助金前金払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(書類の整備及び保存)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る経理等について、その収支を明らかにした書類及び帳簿を整備するとともに、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月6日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日告示第93号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第102号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第91号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第3条の規定による書	花巻市市民団体等活動支援事業補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。

類	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
規則第11条第1項の規定による書類	花巻市市民団体等活動支援事業変更（中止・廃止）承認申請書	第4号	1部	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
規則第12条第1項の規定による書類	花巻市市民団体等活動支援事業補助金請求（精算）書	第5号	1部	事業完了後15日以内
	1 事業実績書	第2号	1部	
	2 収支精算書	第3号	1部	

様式第1号（別表関係）

様式第2号（別表関係）

様式第3号（別表関係）

様式第4号（別表関係）

様式第5号（別表関係）

様式第6号（第6条関係）